投票用紙等請求書
（在外公館等における在外投票）

公職選挙法第49条の2第1項第1号（最高裁判所裁判官国民審査法においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の選挙又は審査において、在外投票を行いたいので、公職選挙法施行令第65条の３第１項（最高裁判所裁判官国民審査法施行令においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

（投票用紙等を請求する選挙又は審査）

□衆議院小選挙区選出議員選挙

□衆議院比例代表選出議員選挙

□最高裁判所裁判官国民審査

□参議院選挙区選出議員選挙

□参議院比例代表選出議員選挙

年　月　日

氏　名	
在外選挙人証の交付番号	

何在外公館の長　あて

注意

1　投票用紙等を請求する選挙又は審査について□にレを付してください。

2　「年　月　日」には、投票用紙等を請求する日を書いてください。

3　「氏名」欄には、在外選挙人証に記載されている氏名を正確に書いてください。

4　在外選挙人証を必ず提示してください。

5　旅券（所持していない場合は在外公館の長の求める身分証明書等）をあわせて提示してください。